

平成29年度第4回協働支援会議

平成29年5月26日（金）午後1時  
新宿NPO協働推進センター 501会議室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、及川委員、伊藤委員、  
吉村委員

事務局：地域コミュニティ課長、神原管理係主査、勝山主任、松永主事

久塚座長 定足数に足りていますので、始めさせていただきます。きょうは1時半から上ということですが、もう事前に事務局のほうからきょうの流れということで資料なんかについて説明していただきますのでよろしくお願いします。

事務局 それでは、本日の会議の流れをご説明させていただきます。

まず、配付資料の確認からお願いします。資料1としまして、本日のプレゼンテーションのタイムスケジュール表をお配りしています。

資料2でこちらは参考なのですが、一次審査の書類審査の結果の一覧もおつけしております。

資料3が、本日の採点の際に用いていただく採点表になります。こちらの記入の仕方などについては後ほどご説明します。

資料4が、皆様にメールでお送りしているのですが、プレゼンテーションの質問を事務局のほうで取りまとめた質問票になります。

資料5が、各団体のプレゼンテーション資料になります。最初に、各団体の紙の資料とパワーポイントの資料の有無について記した資料がありまして、その後に各団体の紙の資料がついています。

最後に、資料6、こちらが本日のプレゼンテーションのプログラムの冊子になります。この冊子は、発表される団体さんといらっしゃる一般の傍聴者の方にも配付するものになっております。

本日の資料は以上ですが、不足などございませんでしょうか。

久塚座長 大丈夫？

事務局 それでは、本日の会議の流れについてご説明させていただきます。資料1を  
らんください。

こちらが、本日の公開プレゼンテーションのタイムスケジュール表になっています。こ  
の場でまず事前に質問事項等の調整などをさせていただいた後、この後5階の501会議  
室のほうへ移動しまして、1時半からプレゼンテーションが開始となります。開会に当た  
りまして、地域コミュニティ課長から開会のあいさつをさせていただいた後に、座長から  
もごあいさつをお願いしたいと思っております。その後、事務局のほうから各委員の皆様  
をご紹介させていただきまして、1時50分からプレゼンテーションが始まるような流れ  
となっております。

各団体さんのプレゼンテーションの時間は10分、委員さんの質問の時間も10分にな  
っております。こちらのほうはタイムキーパーが、残り時間の表示を5分のときと3分の  
ときと1分のとき、それぞれ3回表示をしますので、質問の際などは私の司会の隣にタイ  
ムキーパーがおりますので、残り5分ですとか残り3分のボードを上げさせていただきます  
ので、ご確認をいただきながら質問をお願いします。

また、本日5団体のプレゼンテーションが終了しましたら、ピンク色の附せんを張らせ  
ていただいているのですけれども、資料3の採点表のほうに委員の皆様には採点をしてい  
ただきまして、プレゼンテーションの終了後、事務局のほうで回収させていただきたいと  
思います。

また、採点表は申請番号6番の団体のみ新事業立上げ助成ということで、別に2枚目の  
採点表がございます。なので採点表は2枚合計でございますので採点の際にはご注意ください  
さい。

委員の皆様から採点表をご提出いただきました後、事務局のほうでお時間をいただきま  
して集計をさせていただきます。その後、助成団体の決定と助成金額の決定まで本日して  
いただくことになります。

会議自体は大体4時半ぐらいには終了する見込みとなっております。

続きまして、資料2のほう、こちらが先ほどもご説明しましたが、第一次審査の採点表  
を参考としてつけさせていただいております。

資料3が採点表、本日用いる2枚のものです。

資料4が、メールでも同じものを送らせていただいたのですが質問票になります。こち  
ら質問票、代表質問者の委員のほうからご質問をいただく形となっておりますが、質問時

間が10分と限られておりますので、質問票の質問をすべて聞くことはできないかと思えます。そのため、代表質問者の委員は質問表の各欄をご確認いただきまして、複数の委員から質問が出ているものや、質問の内容などにより質問に優先順位をつけて質問をお願いします。

続きまして、資料5が先ほどご確認いただきました各団体のプレゼンテーションの資料の一覧と資料になっております。申請番号7番の団体につきましては、パワーポイントのみで紙での配布資料がないということなので資料はございません。それ以外の4団体分をホッチキスどめにして団体ごとにお配りしております。

最後に、資料6のほうに移らせていただきます。こちら資料6が、本日の公開プレゼンテーションのパンフレットとなっております。登壇いただくプレゼンテーションの団体さんと来場者に同じものをお配りいたします。こちらプレゼンテーションのこのパンフレットの中身なのですが、各団体の申請書とそれにかかる添付資料が中に入っておりますので、これらについてご質問される場合には、下についていますページ番号などをお伝えいただきまして、団体さんがどの部分を聞かれているのかわかるようにご配慮の上ご質問していただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様にも事前にお配りしております緑色のファイルです。一次審査の際にも使っていただきましたファイルの中には、団体さんの実績報告書ですとか活動内容の報告書なども含まれておりますが、本日来場者などにお配りするパンフレットにはそういったものがついておりません。そのため緑色のファイルのほうの中の実績などについてご質問される場合には、団体さんに質問内容がわかるようにご配慮の上ご質問いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、本日の採点なのですけれども、一次審査はあくまでも一次の審査としまして、今回の二次審査は総合的な審査となっております。仮に一次でAの評価をつけた項目であっても、総合的にCになるとかDになるといったこともあり得るかと思えますのでよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

久塚座長 よろしいですか。特に最後から2番目のあたりの緑色のファイルですか。来ている人、傍聴も含めて質問者が何を聞いているのかということが質問された側に伝わるように、もしこちらからでしたら丁寧に質問をしてあげてください。

それから、もちろん代表質問者だけではありませんので、二、三分残ったらいろいろ聞

いてみたいということであればその方にマイクを適宜、自分が終わったらそれで知らないよということではなくて回していただければと思います。よろしいですね。

では移動します。

(プレゼンテーション開始)

事務局 それでは、お時間になりましたので、ただいまより平成29年度新宿区協働推進基金・NPO活動資金助成の公開プレゼンテーションを開催させていただきます。

開催に当たりまして、私ども新宿区の地域振興部地域コミュニティ課長の月橋から一言ごあいさつ申し上げます。

地域コミュニティ課長 ただいまご紹介いただきました新宿区の地域振興部地域コミュニティ課長の月橋と申します。本日は平成29年度のNPO活動資金助成公開プレゼンテーションにご参加いただきましてまことにありがとうございます。

協働支援会議の委員の皆様も久塚座長を初めとして本日の審査にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

こちらのNPO活動資金助成については、もう皆様もご存じとは思いますが、新宿区が協働事業を立ち上げてきた中で、平成16年度からスタートしまして、これまで86の事業に助成をさせていただきました。こちらについては協働推進基金を原資といたしまして、新宿区の地域課題の解決に向けて、さまざまな事業をこうした基金を活用して取り組んでいただくということで進めているものでございます。これまで本当にさまざまな分野の地域課題を、皆様のお力を借りて解決をしてきたなということで、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

本日も一次審査を通過されました五つの団体の方に順にプレゼンテーションをしていただきまして、こちらの委員の方に審査をしていただくと、そういった形で進めていく予定でございます。

団体の皆様におかれましては、本日のプレゼンテーションに当たりまして、それぞれの事業の意義であるとか効果についてしっかりとプレゼンテーションをしていただきまして、ぜひそうしたところのアピールもお願いしたいというふうに思っております。

また、審査をしていただく委員の方におかれましては、この活動資金助成の趣旨を十分にご理解いただいておりますので、そうした趣旨に沿って審査をしていただければという

ふうに思います。

本日はよろしく願いをいたします。

事務局 続きまして、平成29年度新宿区協働推進基金・NPO活動資金助成のプレゼンテーションを開会するに当たり、新宿区協働支援会議座長であります久塚委員よりごあいさつ申し上げます。

久塚座長 こんにちは。29年度のNPO活動資金助成のプレゼンテーション、皆さん方に今から行ってもらうわけですが、委員の先生方がそろっている中で本年度座長という形をとらせていただいています久塚と申します。よろしく申し上げます。

今、課長さんから制度について、そして平成16年度からについてご説明がありましたけれども、この協働推進のこの会議というか、委員はそれだけではなくて、新宿区におけるさまざまな協働の仕組みづくりを提言したり、あるいは協働として、事業としてなされたものについての報告書をつくり、区長にそれをご報告するというような仕事をずっとしております。

本年度、この数のこのうちにあるきょうのこれは二次審査という形になります。一次審査は書面についての審査。そして、二次審査はプレゼンテーションということで、私ども委員は皆さん方がNPO活動を通して新宿区のあり方、新宿区のありよう、行政だけではなくてNPOや区民が協働してよりよい区、そして区の生活ができるように皆さん方が日々非常に活動を多様にされていると思います。その一端を短い時間ということになりますけれども、10分報告していただいて、委員のほうから質問がその後あります。中には非常に厳しい質問も出てくるかと思いますが、よろしく対応をお願いしたいと思います。

本年度は総額300万円ということで事業を進めております。皆さん方が提示された金額との関係でどういうふうに将来的につくっていくか。基金ということでやっていますので、この基金がなくなったら終わりという形ではなくて、新宿区にはこういう仕組みをずっと継続してもらえればというふうに思っております。

間に1回休憩がありますけれども、自分は1番目、自分は2番目、後半は帰ろうかというよりも、休憩を挟んだ後も最後の団体がプレゼンテーションしてくれるところまでご参加いただいて、この会が最終的に非常に充実したものになるように、傍聴している方もお願いしたいというふうに思います。

非常に簡単ですが、座長からのあいさつにかえたいと思います。本日はよろしく

お願いいたします。

事務局 久塚座長、どうもありがとうございました。それでは、引き続きましてこのNPO活動資金助成の審査を行っております新宿区協働支援会議委員のご紹介をさせていただきます。

早稲田大学社会科学総合学術院教授、久塚純一委員。

久塚座長 よろしく申し上げます。

事務局 なお、久塚委員は当支援会議の座長を務めていただいております。

ユニバーサル志縁社会創造センター理事、宇都木法男委員。

宇都木委員 宇都木です。よろしく申し上げます。

事務局 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、代表理事、関口宏聡委員です。

関口委員 関口です。よろしく申し上げます

事務局 公募区民委員であります衣川信子委員。

衣川委員 衣川です。よろしく申し上げます。

事務局 同じく公募区民委員であります竹井陽一委員。

竹井委員 竹井です。よろしく申し上げます。

事務局 同じく公募区民委員であります及川由美子委員。

及川委員 及川です。よろしく申し上げます。

事務局 元富士ゼロックス東京株式会社CSR部社会貢献推進グループ、伊藤清和委員。

伊藤委員 伊藤でございます。よろしく申し上げます。

事務局 新宿区社会福祉協議会事務局次長、吉村晴美委員。

吉村委員 吉村です。よろしく申し上げます。

事務局 本日の審査は以上の8人の委員で行います。よろしく申し上げます。

なお、申しおくれましたが、私、本日の進行をいたします地域振興部地域コミュニティ課の松永と申します。よろしく申し上げます。

それでは、プレゼンテーションの実施要領についてご説明いたします。

本日のプレゼンテーションの資料といたしまして冊子をお配りしております。皆様、お手元にございますでしょうか。緑色の冊子です。そちらを開いていただきますと、平成29年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション説明資料というページがございます。その内容を説明させていただきます。

本日は5団体のプレゼンテーションを行い、午後3時45分を終了予定としております。

このプレゼンテーションは公開といたします。

プレゼンテーションの1団体の発表時間は10分以内、時間厳守をお願いいたします。残りの時間表示を事務局から、あと5分とあと3分とあと1分と表示をさせていただきます。プレゼンテーションの最中にご確認くださいようをお願いいたします。時間が来ましたらブザーを鳴らしますので、ブザーが鳴りましたら速やかにプレゼンテーションを終了してください。時間厳守をお願いいたします。

その後、委員から10分間の質問がございます。こちらも残り時間の表示をさせていただきます。質問のご回答につきましては、できるだけ簡潔に的確にお答えくださいますようお願いいたします。

プレゼンテーションは、こちらの前のパソコンが置いてありますこちらの席で行ってください。プレゼンテーションの実施者は1団体3名までとさせていただきます。また、パワーポイント等パソコンの資料を事前にお申し出された団体は、こちらのパソコンを使って実施してください。事前にお申し出がない方につきましてはご利用いただけません。

ご自分の団体のプレゼンテーションが終わりましたら、その後の退室は自由となっております。できる限りほかの団体さんのプレゼンテーションにつきましても聞いていただければと思います。

また、ご自分の団体の順番が来るまで出入りは自由ですが、プレゼンテーション開始時間にこちらにおいでにならない場合は棄権したものとみなします。本助成の対象から除外することになりますのでご注意ください。

なお、審査資料には助成金交付申請書のほか、添付資料として各団体の登録票、年度報告資料、前事業年度の事業報告書ですとか活動計算書、貸借対照表、今事業年度の事業計画書や収支予算書等を添付させていただいております。

また、過去に同一事業で当助成金の交付を受けた団体については、直近の事業実績報告書も合わせて添付しています。そのため審査委員からの質問にはこうした添付資料の内容も含まれます。

本日のプレゼンテーションの結果通知につきましては、6月2日金曜日に発送する予定となっております。助成決定団体におかれましては、6月9日金曜日までに助成金の請求書を地域コミュニティ課にご提出ください。

また、事業を実施して終了した際は、事業報告書を提出していただきます。事業報告書の提出がない場合は、助成金を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

と思います。

それから、本日アンケート用紙をお配りしております。大変恐縮ですがご記入の上、お帰りになる際には回収箱に入れていただきますようお願いいたします。

それでは、プレゼンテーションを開始いたします。1番目の団体は前に出て準備をお願いいたします。2番目の団体さんは、入り口近くのあちらの座席が次の団体さんの準備の座席になっておりますのでそちらへ移動をお願いいたします。

久塚座長 では、明かりをちょっと見えやすいように、プレゼンできるような明るさにしていただいてよろしいでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

事務局 では、1番目の団体のご紹介をさせていただきます。団体名が、東京都中途・失聴難聴者協会。事業名は、「聞こえに困ったら～家族が聞こえにくくなったとき～パンフレット作成事業」です。

それでは、よろしくをお願いいたします。

東京都中途・失聴難聴者協会 こんにちは。東京都中途・失聴難聴者協会と申します。よろしくをお願いいたします。私たちの協会は、難聴者に対する理解を社会に広げる。それで聞こえにくさが生きる上でのバリアにならないような住みやすい社会をつくるということを目指して活動しています。

ちょっときょう申し上げておきたいのは、パワーポイントの資料が割合言葉が多いです。文章が多いのですが、きょうは聞こえない方はいらしていないかもしれないのですが、文字の通訳というのをきょうはですから準備していないのですが、通常私たちの会合では、文字の情報というのがとても大事なので、きょうお話する内容を大体パワーポイントの画面にまとめて表示する予定にしております。

まず、パンフレットをつくりたいという理由からお話しします。聞こえにくさで困っていらっしゃる方というのは大体ですが、10%ぐらいいるというふうに言われています。これはWHOの報告なんかは5%ぐらいというふうに言っているのですが、補聴器業界の資料ですとか、それからあと日本は特に高齢化が進んでおりますので、そういうことを勘案すると大体10%ぐらいになるだろうというふうに考えています。

この方たちが一番困っていることは何かというようなアンケートに対して答えていらっしゃるの、コミュニケーションが大変難しくなっているということです。コミュニケーションというのは双方向のものでありますので発信する側、それから受け手、両方が同じような



困難さを感じることになるわけです。

ですから、聞こえにくさということの問題というのは、聞こえにくい人だけの問題ではないというふうに言うことができると思います。こういう困難さについてどういうふうにしたらもっと暮らしやすくなるのかというようなことをお知らせするようなパンフレットをつくりたいというふうに考えています。

今までは聞こえにくい方の視点ではこういうことが語られたのですが、周囲の方からどういうふうに対応するかというようことはあまり語られていなかったもので、ぜひそういうところから考えてみたいというふうに考えています。

今家族というふうなタイトルをつけているのですが、家族だけでなく職場の同僚ですとか友達とか、そういう方たちにもぜひこれを知っていただきたいと考えています。

パンフレットの内容は、まずは聞こえない方がどんなふうな状態に置かれているかということなのですが、聞こえにくいということがどんなことかというのを皆さんはあまりご存じないかなと思うのですが、同じ人でも状況によって聞こえ方は大きく変わりますし、人によってもまちまちなのです。そのためもしかして本当は聞こえているのではないのか、どうも都合のいいことだけ聞いているようだとかというような誤解を受けることがとても多くなっています。

いろいろな状況があるということは、難聴者自身もあまりよくわかっていないと言うと変ですが、自分の聞こえ方はわかるのだけれども、隣にいる人の状況はわからないというのが実際のところですので、そういうことでの行き違いというのがとても多くなっているということです。

ついあきらめてしまうということが多いです。それはお互いにということです。適当なことであきらめてしまうということが多いのが現状だと思うのですが、そのときに周りの人がどんな配慮ができるかということをパンフレットにして皆さんに知っていただきたいと考えています。

ここに出した内容というのは、特別な技術とか練習が必要ではない。ごく簡単にできるような内容だと思うのです。そういう日常的な気配りというのが、聞こえにくい人が暮らしやすくなるためにとても大事な内容だということを知っていただきたいと思いません。

これを関係のある地域の中の病院だとか学校だとか、あるいは福祉関係の窓口などに置いていただいて、皆さんに読んでいただきたいと考えています。

皆さんに聞こえにくいことを理解していただきたいということなのですが、それによってまず周りに聞こえにくくて困っている人がいるということを知っていただけるようになるというのが大事な点だと思います。

それから、こんなふうになれば伝わるのではないかとということに気づいていただく。工夫していただくというのも大事なことだと思います。障がいのある人も、ない人も一緒に心おきなくと言うとちょっと変ですけども、暮らしやすい社会を目指したいというふうを考えています。

日常的な細かなほんのちょっとした心遣いが、バリアフリーな社会をつくり出すことにつながっていくというふうを考えていますので、こういうパンフレットを皆さんに読んでいただいて、活用していただければ、バリアフリー社会に一步近づくことができるのではないかとこのように考えています。

どうもありがとうございました。

久塚座長 よろしいですか。では、委員のほうからちょっと質問をさせていただきます。

及川委員 及川と申します。よろしく申し上げます。まず、私のことなのですが、亡くなった母親が、聴覚障がいがありまして補聴器を使用しておりました。それで、資料のほう、あとプレゼンのほうを今拝見して興味深く聞かせていただきました。ありがとうございます。

もう早速質問なのですが、まず実行体制のことなのですが、パンフレットを作成するというので、パンフレットを作成するためのメンバーの方々は企画や執筆、編集などに携わるメンバーは、今までにそのような実績がある方なのかなと。例えば前回のパンフレットですとか、何かそういうようなことをお考えでしょうか。

東京都中途・失聴難聴者協会 このパンフレットをつくるその委員会のようなものは、グループはここに資料として添付させていただいている『聞こえに困ったら』という最初のパンフレットをつくったメンバーで進める予定でおります。執筆に関しては、専門家に依頼をしたいというふうを考えております。

及川委員 すると医療関係の専門家も前回と同じような団体さんと関係のあるような方を想像されていらっしゃるでしょうか。

東京都中途・失聴難聴者協会 はい、そうです。難聴外来のような形で仕事をしておられる先生にお願いしたいと考えています。

及川委員 わかりました、ありがとうございます。続いて、配布先や配布方法、配布部

数についての質問なのですが、パンフレットということでその配布して活用していただくということが重要だと思うのですけれども、4ページに108掛ける300ということで計上されているのですけれども、1,000部作成されるということで、1カ所当たり約3部の配布数となる、計算になると思うのですけれども、この1カ所3部というところとちょっと少ないのかな、持っていってしまうとなくなってしまうのかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

東京都中途・失聴難聴者協会 そうですね、例えば病院に置いていただいて、患者さんが自由に持ってお帰りになるような形というふうに考えると、ちょっと少ないだろうというふうに思うのですけれども、その場で見ていただくみたいなことで対応していただくとありがたいということと、職員の方にいろいろなところに置かせていただきたいと思っているのですけれども、その職員の方にぜひ見ていただきたいというのが一番の希望なのです。

配布についてはできる限り区内のいろんなところを、その委員の、みんなで手渡しでお話ししながらということを考えていますけれども。

及川委員 わかりました。配布場所というのは、先ほどプレゼンの中にもありましたので理解できたのですが、こちらの助成金の助成の意味として、公益の広く新宿区民を初め公益の利益を求めていくというような趣旨もあるものですから、視聴覚障がいのある方とその家族というくくりの中だけでなく、もうちょっと枠を広げてもいいかなと思うのです。

例えば私も母のときに家族は理解できるけれども、お店に行ったスーパーの人が理解できないとか、そういった場合に配布先などをこのほかにもうちょっと検討するとか、その使用方法を検討するなんていうことはお考えでしょうか。

東京都中途・失聴難聴者協会 例えば地域包括支援センターみたいなところですか、介護にかかわっている事業所のようなところも配布する予定にしているのですけれども、そういうケアマネジャーの皆さんとか、ヘルパーさんなんかがこういう知識を持っていただくということがとても大事なことだと思っているので、そういうような働きかけもする予定にしています。

及川委員 関係者の方重視ということですか？

東京都中途・失聴難聴者協会 そうです。

及川委員 わかりました。続いてなのですか、一昨年にパンフレットを作成した

ということで添付していただきました。すごくわかりやすくてすばらしいパンフレットだなと思いました。ありがとうございます。

東京都中途・失聴難聴者協会 ありがとうございます。

及川委員 そのときに新宿区内ではどのようにご活用されたのか、活用事例などがあれば、何部ぐらいどのように活用したというのがあればお聞かせください。

東京都中途・失聴難聴者協会 この前回つくったパンフレットは主に補聴器店、それから耳鼻咽喉科の先生のところとかという、そういうところにお送りさせていただいたというような形なのです。

それと、あとは難聴の当事者の皆さんにお渡ししました。それで、実際には病院なんかにお送りした分については、直接反応を聞いたところというのは本当にわずかだったのですけれども、当事者の皆さんからは自分のことを説明する方法というのでしょうか、きっかけみたいなものがよくわかったというような回答をいただいているという、反応をいただいています。

及川委員 わかりました。次は、パンフレットの内容なのですけれども、中身は今おっしゃった前回のパンフレットと同等の内容になる。それが視聴覚障がいの方、当事者の目線からではなく周りの方用にとということで内容はつくられるということでしょうか。

東京都中途・失聴難聴者協会 はい。

及川委員 すると、例えばダブった内容ができ上がるようだった。今ちょっと思いついたのですけれども、例えば一つにするようなパンフレット、両方の中身が載るようなというのは特にお考えではないでしょうか。

東京都中途・失聴難聴者協会 内容的にはダブる部分もあるのです。例えば対応の仕方では注意をすところとかというのは、聞こえない方に向けてはこういうふうをお願いするといいいですよというような書き方でまとめてありますし、今回予定しているのは、私たちが聞こえる方の側がこういうことに注意するともっとスムーズですよというような書き方になるのですけれども、今のところは別々にやはりつくって、前回のとまとめてというような計画はしていないのです。やっぱり読んでいただく方が少し違うかなというふうに思っているのですけれども。

及川委員 ありがとうございます。

では、もう一つ、平成27年度の決算にある寄附金は、内容のほうを教えていただけたらと思います。これは毎年ほぼ確定していけるような内容になるのでしょうか。

東京都中途・失聴難聴者協会 協会のということですね？

及川委員 一般寄附金です。

東京都中途・失聴難聴者協会 毎年大きく変動するということはないような形です。ごめんなさい、今ちょっと私、資料を持ってきていないものですから。でも、そのように、はい。

及川委員 ああ、そうですか。内容は例えば平成26年でしたら501万ですか、平成27年度はこの378万円ほどだと記入されていたのですが、どのような寄附金の内容になるのでしょうか。

宇都木委員 どこからもらっています、寄附金をどこからもらっていますか。

東京都中途・失聴難聴者協会 個人からの寄附が多いと思います。

宇都木委員 一般寄附というのは個人からということですか。

東京都中途・失聴難聴者協会 はい。

宇都木委員 わかりました。

久塚座長 ほかの委員の方もあつたら。

関口委員 では、すみません。冒頭で聞こえに困っている方が人口の10%ということだとすると、新宿区の人口が33万人ということからすると1,000部だと全然足りない気がするのですが、そこは何で1,000という数字を選ばれたのかというのは？

東京都中途・失聴難聴者協会 その一人一人の方に対応してというよりは、その方を取り巻く状況、それぞれに幾つかずつお渡ししたいということなのです。だから、1人に対して1冊というような考え方はなかったのですけれども。

それで、10%というふうに申し上げたのは、意外にたくさんいるということを理解していただきたかったということなのですけれども。

関口委員 なので今回はしようがないのですけれども、助成金申請額が28万円でもうちょっといっぱい刷っておいてもよかったのではないかなというのと、あと刷る量は少なくともPDFとかで公開するとかして、ちょっとできるだけ多くの方がこのせつかくつくていただくならアクセスできるように工夫していただきたいなと思います。

東京都中途・失聴難聴者協会 はい、わかりました。ありがとうございます。

久塚座長 時間です。では、終わります。

事務局 ありがとうございます。

それでは続きまして2番目の団体さんになります。2番目の団体は前に出て準備をお願

いたします。3番目の団体さんはいらっしゃっていましたが、今2番目の団体さんが座っていらっしゃいました入り口側の座席が次の団体さんの座席となっておりますので移動をお願いいたします。

久塚座長 大丈夫ですか、用意はできましたか。

新宿区レクリエーション協会 はい。

事務局 では、2番目の団体のご紹介をさせていただきます。団体名が新宿区レクリエーション協会。事業名は、「新宿レクリエーション・フォーラム2017」です。それでは、よろしくお願いいたします。

新宿区レクリエーション協会 皆様、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました新宿区レクリエーション協会の阿部と申します。本日はこのようなプレゼンテーションの機会をちょうだいいたしましてまことにありがとうございます。

時間がありませんので早速パワーポイントに沿ってご説明をさせていただきたいのですが、その前にぜひ皆様方にもご理解をしていただきたいという点がございます。着座させていただいてよろしいでしょうか。

久塚座長 はい。

新宿区レクリエーション協会 ご案内のように障がい者スポーツというものは、パラリンピックに象徴されるように競技性の高いものからライフステージ、いわゆる一生涯の生涯スポーツとしてとらえられるスポーツ・レクリエーション活動までと多岐にわたっていることは皆さんご承知だと思っておりますけれども、もう一度ご理解していただきたいと思います。

現在各区市町村が主催するパラリンピック体験プログラム提供によりまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の機運は大変盛り上がっております。

しかし、一方で障がい者スポーツへの取り組みは、まだまだ広範囲と言えないのが現状でございます。この東京大会を契機としてスポーツ・レクリエーションの力で人々の認識を変え、多様性に価値を見出して、障がいのある人もない人も心身ともに健康で明るく豊かな生活を営むことができる健康長寿社会の実現と共生社会の実現を目標に掲げることが、区民皆さん、あるいは都民皆さん、日本全国の国民の皆さんの力が結晶する土壌が生まれるのではないかと考えております。

そこで、私たち新宿区レクリエーション協会は、レクリエーション・フォーラムを通じ

て障がい者スポーツへの理解・啓発及び普及促進を図りながら、先ほども申しましたように健康長寿社会、共生社会の実現を目指してまいりたいというふうに考えてこのフォーラムを開催いたします。

それでは、パワーポイントの資料に沿ってご説明をさせていただきます。まず、この2017ですが、やはりこの視点といたしましては、スポーツのもたらす明るく元気な未来への創造。障害のある方との交流を目指してと、こういうような視点で開催しようと思っております。

続いて、本日の内容ですが、これは本当に基本的なところで、このフォーラムに参加していただいた方々にも昨年ご理解していただきたいというふうなことで、日体大の先生等も講師として呼びましてご説明もさせていただいたのですが、まだまだこういうことが理解をされていないというようなのが現実でございます。

新宿区スポーツ環境整備方針につきましては、恐らくこちらにいらっしゃる行政の方、あるいは委員の方々は十分にご理解されていると思いますので、これに関しましては割愛させていただきます。

まず、1点大事なところは、このスポーツ基本法という法律でございます。平成23年8月に施行されて、スポーツ権、それから障がい者スポーツの推進ということが明記をされているのです。これはどういうことかと申しますと、この基本法が施行される前は、昭和36年にスポーツ振興法という法律が日本にはございました。しかし、それが50年ぶりに改正されて、スポーツ権と障がい者スポーツの推進ということがこの法律の中にしっかりと明文化されました。

どういうことかといいますと、このスポーツ権というのは、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるというようなことがこの法律の中に明文化されております。

それから、障がい者スポーツに関してましては、このアンダーラインを引いていますが、スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならないということがこの基本法の第2条の5項の基本理念に記載されております。

続きまして、これは新しいところですが、ことしの3月に第2期のスポーツ基本計画が国のほうで策定して発表しております。これのポイントとしては1番のするスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツ。いわゆるスポーツ参画人口の拡大をねらっております。

二つ目が、スポーツを通じた活力がありきずなの強い社会の実現というものを掲げております。ちょっと詳しく説明したいのですが、時間が制約されていますので以下は割愛させていただきます。

続きまして、スポーツ・レクリエーションフォーラム2017のねらいでございますが、これは先ほどもお話に出ておりましたけれども、障がいの有無にかかわらずともに楽しめるスポーツ環境を目指すということが大きなねらいでございます。ここに書いてありますように障がい者スポーツの振興により、障がいの有無にかかわらず市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるように、スポーツ環境を整備し、市民の一人一人の心身の健康・体力の保持増進を図るとともに、障がいのある人の生活の質の向上に寄与します。いわゆる健康長寿社会の実現ということでございます。

もう1点は、スポーツを通じて、障がいのある人とない人との相互理解と交流を深めることにより共生社会を実現する。特にここで私は強く申し上げたいのは、施設のバリアフリーよりは心のバリアフリーです。これを何とかしたいというのが新宿区のレクリエーション協会のこのねらいの一つでもございます。

続きまして、障がい者スポーツの理解と普及に向けてはどんなことをやるのということでございますが、一つにはルール工夫、あるいは用具工夫、そういうものがございます。地域活動で比較的安易なルールで実施している昨今の例は非常に多くなっております。恐らく皆様方もお耳にしたことがあるかもしれませんが、ボッチャという種目がございます。あれは子供さんからお年寄り、障がいのある、なしにかかわらずだれもがレクリエーション的にボッチャができるのです。

そうすることによってその楽しさがアップしますから、継続意欲につながっていくというふうな。障がい者スポーツというのは、基本的には本来ないものかなというふうに考えておる部分もございます。ユニバーサルスポーツ、あるいはアダプテッドスポーツです。こういうような表現もされるのはその由縁があるからでございます。いわゆる参加者の立場に立って実施内容を想像し、参加したくなる、かつ楽しめるスポーツ活動をクリエイティブ、創造していくということがレクリエーションのこのフォーラムを通じて皆さんにご理解していただきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、垣根なくともに楽しめる地域のスポーツ環境の充実ですが、これはちょっと図が、文字が小さくて見づらいかもかもしれませんが、この障がいある、なしに市民・区民の方がいらっしゃるのですが、そういう方々を地域のスポーツの推進の場に、いわゆる



スポーツ・フォア・オールですから、だれもがこの場に参加できるようにするためには、ここにいる団体の方々がやはり組織化して連携・協働をとることが大切だろうと。

その中心的にコーディネートをするのは、皆様ご承知のようにスポーツ推進委員という非常勤の職員がいらっしゃいますから、こういう方々が地域でぜひそういう連絡調整の役割を果たしていただきたいという願望もございます。

続きまして、障がいのある人、ない人のスポーツ交流実施事業のためには、これは日本レクリエーション協会さんがガイドブックに載せているのですが、これは後ほど目を通していただきたいというふうに思います。

これもスポ・レク交流事業の企画・運営の基本手順でございます。これもこういう手順を踏むことによって、次に画像が出てきますけれども、皆さん非常にすばらしい笑顔であるというふうに思いませんか。

先ほどの手順を踏んだことによって、こういう方々とのスポーツ・レクリエーション交流事業が、成功裏に終了することができたということでございます。ここには行政の方もいらっしゃいます、固有名詞は避けますけれども。あるいは、前にも文科省の職員もいます。それから、全国障害者福祉センター、サンライズです。そこの課長もおります。また、上のほうには新宿区の障害者福祉センターの館長もおります。ここには日本レクリエーション協会の職員。それから、この前には障がい者スポーツ指導員。それで、最後ですが、ここが新宿区のスポーツ推進委員の皆さんがこの事業にかかわっていただいて、非常に成功裏に終了した事業であります。

ぜひこういう事業を今後地域で展開していきたいというふうに考えているのが、レクリエーション協会の考えの一つでございます。

以上でございます。ご清聴ありがとうございます。

久塚座長 では、質問を委員のほうからさせていただきます。

関口委員 関口と申します。では、代表して幾つか質問させてください。

まず1点目が、先ほども少しこのスライドですか、ご紹介されている昨年のフォーラムの実績をちょっとお聞きしたいのですけれども、何人ぐらい来られて、あるいは満足度評価と申しますか、アンケート等の回答でどういったことが多かった。あるいは、例えば今回のご提案されているような指導者向けをやってほしいとかというのはあったのでしょうか。

新宿区レクリエーション協会 昨年戸塚でやらせていただく分には、参加費を払って参

加していただいた方、45名です。そこにはいろんなみんなの方が来ていただいて、アンケートはとらなかったのですけれども、その後そこでご紹介した種目に関して、地域センターのお祭りだとかそういうところでやりたいのというお問い合わせ、道具を貸してほしいというのが3件来ました。ただでもできるのではないかという視線だと思います。

関口委員 何か指導者向けをやってほしいという、今回の提案のようなことはあったのですか。

新宿区レクリエーション協会 いえ、そこでは指導者を育てるまでの時間はないので、ご紹介だけです。

関口委員 では、なかったもので、多分今回指導者ということだと思うのですが、その。

新宿区レクリエーション協会 今回はレクリエーション協会に加盟している団体の方たちを主にやっていただきますので、そういうことに対応できるように、このちょっと一歩進んだフォーラムを考えています。

関口委員 なるほど、わかりました。ちょっとその種目のことなのですが、障がいといっても身体、精神、知的、発達も入れると4障がいということがあると思うのですが、今回で言う障がいをお持ちのというのは、主にどんな方を対象とされているのかということ。

新宿区レクリエーション協会 会場となる体育館に来ていただけるのには、主に知的障がいの方とかが多いです、どうしても。精神の方は大丈夫ですが、やっぱりあと車いすで自分で来られる方とか、自分で体育館まで来れる方でないとちょっと今の私たちのフォローの状態ではできないので、主は知的障がいが多いかと思います。

関口委員 なるほど。

新宿区レクリエーション協会 ちょっと補足させていただきます。今、金子事務局長のご説明されたように我々レシーブ、受け手のほうが、なかなか体制が施設の面、人材の面も含めてまだ万全ではないのです。関口委員がご質問のように障がい者という方はいろいろいらっしゃるわけです。その身体障がいの中でもいろいろ程度がございますので、そういう受け入れる環境がこういう環境です。ですから、そこにはぜひこういう環境をオーケーであれば参加してくださいというようなまず状態から入っていかないと、事故やけががあったらすべてパーになってしまいますから、その辺だけが安全安心というところには十二分に配慮させた上で今後事業を続けていくということでございます。

関口委員 ですので、悪いと言っているわけではなくて、だからどういった方がその中心なのかなということによって、やはりその種目の選定とかも、比較的パラリンピックとかを想定するといわゆるメジャー種目といたしますか、早い話が例えば陸上とかという話にもなると思うのですけれども、多分皆さんの専門性で、レク協会さんの専門性からすると、そのいわゆる本格的なスポーツというよりは、レク的な要素も入った地域でやれるということでこのボッチャですとか、私もすみません。不勉強なのでユニカールとかダーツとかという種目の選定になったのだらうなと思っているのですけれども、そういった理解でいいのですか。

新宿区レクリエーション協会 それと会場がコズミックスポーツセンターの承諾しかとれなかったもので、そこでできるものになります。それと、レクリエーション協会で実績のある種目にしました、今回。

関口委員 わかりました。そういった点で言うと地域で広げるという点には、そんなにバスケットボールとかサッカーとか陸上というよりは、やっぱりこういったところで公民館とか地域コミュニティセンターでできるような種目のほうが、確かに目的に合致していると思いますのでよくわかりました。

久塚座長 ほかの委員の方、どなたでも。

新宿区レクリエーション協会 関口委員、参考までですが、地域で実際はもう去年はレクボッチャ、それからラダーゲッターと風船バレーをやったのです、3種目を。これはスポーツ推進委員さんに協力していただいたのと、そのスポーツ推進委員さんでも協力していただいた方は、障がい者スポーツ指導員の資格を取得している方々なのです。安全面を考えてです。

そこで、このフォーラム2016に参加した方々が地域に戻って実際特別出張所単位に行政もボッチャを普及しようというふうな努力もされていますけれども、そういうフォーラムに参加された方々が地域でボッチャを実践しているのです。だから、少しずつですが進捗状況は見えてきているのです。

関口委員 ありがとうございます。

伊藤委員 伊藤です。一つ質問させてください。今回のこの事業は障がい者のある、なしや、障がいのある、なしにかかわらず皆さんと一緒にできるようなスポーツと一緒に考えて、創設してこれを広めていくというようなことだと思えるのですけれども、このつくっていく、それと広めていく。そういうときに障がいのある方をこの役員というわけではな

いですが、実際にリンクしてやっていくのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

新宿区レクリエーション協会 入っていただくのでないと実際わからないことが多いので、前にレクリエーション協会に加盟していただいた団体もあります。ダーツで車いすの方たちのグループがあったのですが、会議の場所に来るのが困難で今退会されました。

ただ、何か事業があるときには協力していただいていますので、そういう方たちには入っていただきます。あるいは、グラウンドゴルフも実際に自分たちで車いすでグラウンドゴルフをやっている方とか、そういう方たちの生の声が聞けるフォーラムにしたいと思っていますので、この日だけではなくその後も続いていけるようにしたいと思っています。

久塚座長 いい？では、ほかに。

新宿区レクリエーション協会 実はちょっとだけよろしいですか。この図を見ていただけますか。ここにいる障がいのある方たちが決して自分たちが健常者にサポートしてもらっただけではないのです。障がいのある方には、先ほど関口委員さんのほうから4障がいのお話が出ましたけれども、その障がいの、あるいは程度によっては、障がいのある方が障がいのある方をサポートしているのです。こういうことが私は地域でぜひ必要だというふうに考えているのです。

宇都木委員 宇都木です。皆さんの事業計画を見ますと、今度の対象人員が60名になっているのです、計画で。60名というのは、皆さんの事業計画を遂行する上で、これだけの人数があればどういう効果があるのかということをいろいろ試算されて、それで60名ということになっているのだと思うのです、お金の面も含めて。

その60名というのは一体どういう根拠なのでしょう。

新宿区レクリエーション協会 会場の大きさもあります。それと最低限新宿区内の私たちレクリエーション協会以外の人たちにも理解していただきたいので、高齢者クラブとか青少年育成委員会とかそういうところから、一、二名ずつ来ていただくというのを足していくと60名ぐらいになります、障害者センターとか。

宇都木委員 今度は助成金の申請なのです。あなたたちの事業をやるための申請なのです。だから、その事業というのは広めるために事業をやるわけでしょう。だから、その60名がどういう配置になれば、このあなたたちが目指している多くの人たちが新宿区の中で障がい者スポーツが広がっていくのだということが説明にならないと、ただ60名は大

体入れ物がこれだけだから60名やれば、まあ、少しは今よりはいいだろうという程度ではお金が使い物にならない。

お金というのはもっと貴重なものだから、説得力がないとだめです。だから、何で60名なんだというのを説明してあげないと、一般区民の人たちはわからないでしょう。そこはちょっと大事なところですからちょっと説明してくれますか。

新宿区レクリエーション協会 では、私のほうからちょっとマイクを使わずに説明させていただきますが、先ほどこの連携図を出させていただきましたけれども、今、宇都木委員がおっしゃるようにその60名の根拠というのはここに福祉関係、あるいはスポーツ団体、それから障害者スポーツ団体、それから学校、それからスポーツ施設等々ここに自治会も含めて連携図の中にございますけれども、一番新宿区内の障がい者の活動なり、日々の生活を把握しているのは、先ほど言いました全国障害者スポーツセンターの方であるとか、新宿区の障害者福祉センターの方が一番把握されているのです。

ですので、そういう方々がまずこのフォーラムを開く前に実行委員会を行います。実行委員会の中でいろいろな課題を抽出させていただいて、ではその課題に向けて地域で普及をしていくには何が必要なのか。そういうようなことをちゃんと皆さんで話し合っ、共通の理解・認識を持った上でこのフォーラムを実施していくというような形になります。

宇都木委員 わかりました。

久塚座長 その周りにいる人たちでずっと足していくとそれぐらいの数にほぼいくだろうという理解でよろしいのですか。

新宿区レクリエーション協会 はい。

久塚座長 だから、宇都木さんの質問に対しては、もう時間が来たのでこちらの理解としては、最後副会長さんの説明の中のものに答えだということではよろしいですか。

新宿区レクリエーション協会 そうです。はい、そうご理解していただいて結構でございます。

久塚座長 どうもありがとうございました。

新宿区レクリエーション協会 ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは、続きまして3番目の団体は前に出て準備をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、3番目の団体のご紹介をさせていただきます。団体名が沖縄・球美の里。事業名は「福島の子ども保養プロジェクト～ボランティア体験 in 久

米島～」です。

それでは、よろしくお願いいたします。

沖縄・球美の里 こんにちは。沖縄・球美の里と申します。私が代表の向井で、スタッフの大場、伊藤です。きょうはよろしくお願いいたします。

久塚座長 では、おかけください。

沖縄・球美の里 座って話させていただきます。

今まで2団体さんのお話は、新宿区に深い関係のある方たちのお話でしたので、球美の里はちょっとあれっと思われるかもしれませんが、私たちは福島原発、あの東北の大震災の後に起こった原発事故による子供たちの健康を心配しており、なるべく元気でいてほしいということを願って、久米島という沖縄の離島なのですが、そちらに保養施設をつくりました。

概要は飛ばします。フォトジャーナリストの広河隆一が設立しました。そして、私もそうなのですが、チェルノブイリの事故の後にチェルノブイリ子ども基金というのを立ち上げまして、チェルノブイリ子ども基金は現在も活動していますが、チェルノブイリの事故に遭った子供たちと家族の支援をしている団体です。

写真からちょっとだけずつ説明します。これは地図があった。離島で皆さんもご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、本島からフェリーで3時間、飛行機で20分ぐらいのところです。

こういう施設でももとは陶工房、陶器の工房があったところを、それをリニューアルしてつくった建物です。沖縄と言えば海です。たくさんすてきな浜がありまして、子供たち、ふだんなかなか外遊びも制限されている子供たちを十分に遊ばせているというところなんです。

沖縄にはごらんのようにシーサーというつくる、隣が焼き物工房という工房で、ここの工房の教えてくださる方が子供たちの送迎のバスの運転手もやってくださっています。今、下のほうに写っているのは奥さんで、奥さんも教えてくださっています。

上の右のほうは、島の左のお母さんはキッチンのパートさんなのですが、島のまちの中でレクリエーションがあったときに誘ってくださって、沖縄の伝統の着物を着せてもらっているところなんです。

これは宮崎駿さんが賛同者のお一人なので、もともと宮崎さんはチェルノブイリの子供たちのもう支援をずっとしてくださっています。みんなで力を合わせて、自然の力を受け

て、元気で自然の力を受けているのですが、みんなで子供たちを守っていきましょうというそういう願いを込めてつくってくださったものです。

保養という言葉自体はなじみが薄いと思うのですが、治療施設は特にはないのですが、子供たちを安全なところで遊ばせて、日々の生活をそこで一定期間過ごすということです。これは私たちがチェルノブイリの施設で支援してきたことで、向こうは長期の休みというのがもともと文化のある国ですので、チェルノブイリの事故の起きた後、子供たちを3週間から1カ月ぐらい保養させるということが国の方針で決まりまして、現在も支援しているのですが、一応大きな経費は国が持って、足りない部分を外国とか、それぞれからちょっと支援してもらおうというような形で現在も応援していますが、そういう保養の効果というのを私たち身近で感じてまいりましたので、最初にまず放射能測定器を福島県内に贈って、その次はもう保養をして子供たちの健康を守ろうということで始めました。

新宿区民とのかかわりは、ここに書かせていただいたのですが、たまたま本部が新宿区に来ました。1年半ほど前に移転しました。それでそこがきっかけです。そして、この後、説明会のお話があるのですが、新宿区にはたくさんの区民の方がいらっしゃいまして、私たちは毎回毎回たくさんのボランティアを必要としているのですが、なかなか時期によって集まりにくいときとかがあるので、そこを新宿区の皆様にお手伝いしていただけたらいいなと思ひまして今回の助成を申請させていただきました。

実はあした戸塚区民センターで保養ボランティアの募集の説明会を行います。どなたでも参加できますので、もしこの中でもご関心がありましたら参加していただきたいと思ひます。私たちも何回か、もう最初は、きっかけは、ボランティアをしたりとかしています。全国からボランティアの方がいらっしゃるのですが、専門家の資格を持った方もたくさんいらっしゃいます。

今回は特に新宿区と限って募集させていただこうと思ったのは、羽田から同行という人が、飛行機会社の規則によって1団体に5名ということが決められておりまして、大人が5名です。子供たち、学童保養の場合は夏休みとかなのですが、そのとき5名の大人が同行しなくてはいけない。1回につき約50人の子供たちを連れていきます。本来なら5人で済むところが、離島のために那覇から久米島まで2便に分かれたりするので、小さな飛行機なので。たまに直航便があったりするのですが、それは本当にまれで2便に分かれるために10名の、12歳以上は大人に数えられるので12歳以上の子供が多く集まったらいいのですけれども、それは割と望めないし、全くわからない。集めてみるまでわから

ない状態なので、10人のボランティアが必要ということで、安定したボランティアを新宿区からお手伝いいただけたら、私たち本部は高田馬場にいますからいろんな面で私たちにとっても好都合だし、新宿区の皆様にもちょっと助成金を得て、離島の景色のいいところで子供たちのお世話をするというのを体験してもらえたら、両方に効果があるのかなと思って応募させていただきました。

時間がないので、日程ももうほぼ1年間仮ですが決めております。

一応あしたの説明会を皮切りに幾つか予定しております。

今回1回につきマックスで10人なのですけれども、2人を新宿区民の方から参加していただきたいと思ひまして、そういう企画にさせていただきました。夏休みが3回、冬休みが2回、春休みが1回、合計6回の学童保養がありますので、12人の方に参加していただけたら大変ありがたいと思っています。

間には母子保養というのもやっていますが、それは同行が必要ないのでボランティアさんも少なくすむということになっております。

以上で終わります。

久塚座長 よろしいですか。

沖縄・球美の里 はい。

久塚座長 では、質問に入ります。質問させていただきます。では、どうぞ。

宇都木委員 宇都木です。先ほどのところはお話にもありました、最後のほうにありましたけれども、ボランティアの皆さんが同行のためには必要だということはわかりました。今度のこの新宿区の助成申請の計画では2人になっているのです、新宿区から2人募集しよう。なぜ2人だけなのですか。

沖縄・球美の里 それは予算の関係で原則自費負担なのです。主にかかるのは飛行機代なのです。滞在費はもうほぼ無料なのです。向こうの現地に着いてからの移動費も球美の里が全国の方のご寄附で賄うという形なのです。そのボランティアを安定させるために新宿区にいろんなサポーターの人ができるといいなと思ひまして、交通費を負担していただけたらということ。

それと、全体の助成の金額との兼ね合いと、こちらでもうお二人以上の方をもちろん募集しているのですが、その方たちは今までどおり自費で行っていただくということで、それで2人に限定させていただきました。

宇都木委員 だから、もっと必要なのでしょう、実際は。



沖縄・球美の里 実際は必要なのですから。

宇都木委員 だけど、それで遠慮して2名というのは、2名しか募集しないというのだから、これで2名で計画が、皆さん全体の計画が実行できるのかなと思ってしまいます。

沖縄・球美の里 実行はするのです、実行はするのです。常に学童の場合は15名ぐらいボランティアが欲しい。

宇都木委員 だから、何で新宿に2人にしたのかがよくわからない。

沖縄・球美の里 それは助成金との、全体の1年間の6回の学童保養に対して。

宇都木委員 わかりました、わかりました、言いたいことはわかりました。だから、ほかでも募集しているということですか。

沖縄・球美の里 そうです。それはしています、常に募集しています。

宇都木委員 だから、新宿区は初めてだから遠慮して2人にしましょうと。

沖縄・球美の里 助成金が例えば200万までとかいう応募の条件があれば、それは4人とかできるかもしれない。

関口委員 50万円までだった。

沖縄・球美の里 50万。

宇都木委員 だから、新宿区の助成金が少ないから2人にしようというわけですか。

沖縄・球美の里 そうです。

宇都木委員 だって、航空運賃は自分持ちでしょう、ボランティアは。

沖縄・球美の里 ふだんはそうです。でも、これはもらえるから応募しようと言う人がふえたら、その方たちに今後何かとかかわっていただけるとはいいかなと。

宇都木委員 わかりました。もう一つ聞かせてください。新宿区に今回助成しようと思ったのは、今までいろんなことをやってきて、どうして今回新宿区に助成しようと思ったのですか、申請しようと思ったのですか。

沖縄・球美の里 本部が高田馬場に1年半ほど前に引っ越してきたのです。戸塚地域センターという立派な建物のすぐ真裏なのです。真裏というか表というか、もう二、三分のところに本部が来たので、このセンターも使わせてもらったら何かと便利だなということで登録させていただいて、その前に新宿区のNPO団体としても登録させていただいたのです。それがきっかけです。それで新宿区ということがかかわっていただけるとは大変ありがたい。

宇都木委員 積極的な理由は、本部が新宿区にあるからということですか。

沖縄・球美の里 そうです。

宇都木委員 そうですか、もう少し何か。それから、この事業は大変大事なことをやられているのですけれども、今の福島状況、原発の状況から見ると物すごく長く続きます。

沖縄・球美の里 そうです、長く。

宇都木委員 収束するのに40年はかかると言うのですから。そうするとこれを継続するために、皆さんはここから何年かからの計画はきちんとやりましょうという、そういう中長期的な計画というのはお持ちですか。

沖縄・球美の里 中長期まではいかないです。

宇都木委員 とりあえず1年クリアして。

沖縄・球美の里 今5年やってきたのです。

宇都木委員 いや、いや、だからそこから先。

沖縄・球美の里 3年ぐらいまでは何とかめどはつきますけれども、最初のスタートでは私も設立者の広河も国が動くだろうと。国が動くまではとりあえず待ってられないから、子供たちはどんどん成長しますので。ということでとりあえずつくったのです。私たちが今支援しているベラルーシの保養施設は、国がもうほとんど9割ぐらい国が運営しているのです。

だから、そういうところに働きかけて、そこまで持っていかたいのですけれども、なかなか安全だから帰ってきなさいというようなことですので難しいのです。だから、どこまで続けられるかなというのは不安です。そのボランティア募集も支える側に少しでもつなげることに広まれば。

宇都木委員 この活動をやられていて参加した人たちの父兄の、親の人たちはどういふふう意見が寄せられていますか。

沖縄・球美の里 毎回ブログでは毎日保養中は配信しているのですが、その後お母さんや子供たちからのお手紙があるのです。ここにも1枚だけ貼ったのですが、割と最近保養したお母さんからの声で、実際には海が目の前にあっても入れたことがない。初めて入ったと言う子がやっぱり幼児は多いのです。だから、もう海、それから砂遊びもだめという、ふだんいろいろ規制していますから、それをしなくていいということで、本当に幸せなそういう子供たちを見てありがたいという声は毎回聞かれます。

宇都木委員 お母さんたちもこれから親の人たちも、これからのいろいろなそういう支援の

ほうにも回りたいという、そういう意見でしょうか。

沖縄・球美の里 そうです。あと子供がボランティアに来るからと、幼児に言われると私たちあれなのですけれども、複雑ですが。皆さんそう言ってくださいます。

宇都木委員 わかりました。

久塚座長 ほかに。

衣川委員 衣川です。本当にこれからずっとどうなるのだろうと思いつながらお話を聞いていたのですけれども、今のお話を伺っているとその参加された方々、ボランティアとして参加された方々も、今後もほかの活動でいろいろ参加していただくようなご予定があるのでしょうか。もしあるのであればどんな形でというのをちょっと教えていただけますか。

沖縄・球美の里 都内ですと写真展とか講演会があったときに例えばそのお手伝い、展示のお手伝いとかそういうことはあるのですが、年にそれは多分一、二回なのです。久米島に行くのが一番ありますけれども、あとは資料にも入れさせていただいた募金のチラシです。それをいろんな団体の主催する例えば映画会とか講演会、原発関連の講演会とかのほうに入れさせてもらったり、コンサートとか、例えばそういうことお手伝いしてもらえるとありがたいなと思います。

やっぱり参加したボランティアさんはリピーターさんも結構多いのです。やっぱり場所がとてもいいところですので、それにも魅了されて、子供たちがかわいくて。ご飯がとてもおいしいのです、沖縄の久米島のご飯はとても料理もおいしいので、重なってリピーターで来てくださる方もいらっしゃいます。

衣川委員 ありがとうございます。

久塚座長 伊藤さん。

伊藤委員 では、簡単にいきますので、2012年から学童保養をされているのですけれども、今回2017年、5年たちましたけれどもそれとの関係。例えば2012年に始まっているものをもっと拡大していく。2012年からやったものはここで一応終わりにして新しい形でスタートしていくのか、そのところをまずお聞きしたい。

沖縄・球美の里 保養にと出しましたが、ことし16回を予定している。16回というのは、学童は6回なのですけれども、間の長期休みではない期間は、小さいお子さんとお母さんを保養に招いてるのです。お母さんは自費で交通費は、お子さんだけは球美の里の負担で、そういうのを合わせて今まで75回目。今現在も久米島で保養しているのですが、母子保養が。75回なので今のところはこのまま。

ただ、物すごくいろんな施設とかも傷みが早いので、そういうのが大変なのですけれども、そういうことをしながら、ケアしながらという感じです。

伊藤委員 あと一つなのですけれども、この学童さんは福島県民の方、ないしはもう福島県民の方でも赤ん坊でこっちに来ている子供も小学校に入るじゃない。こちらで生まれた子もいる。そういう人を結局対象にしているのでしょうか。

沖縄・球美の里 一応原則は福島県と隣県の汚染地です。今後はちょっと関東に疎開した人とか、関東でもホットスポットにいる人たちとかも考えていこうと思うのですが、今のところはそういう福島県民とその隣県の人たちが中心です。

伊藤委員 今回の事業には新宿区の方が大半であると思ってよろしいのですか。

沖縄・球美の里 いえ、学童は福島県の人なのです。すみません、保養は福島県の人です。

久塚座長 時間になりましたのでどうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

次の団体のプレゼンテーションは3時からを予定していますので、3時まで15分ほどですか、休憩とさせていただきたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

(休憩)

事務局 それでは、お時間となりましたのでプレゼンテーションを再開いたします。

4番目の団体さん、ご準備をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、4番目の団体さんのご紹介をさせていただきます。団体名がこどものくに。事業名は「異文化子育て支援相談室」です。それでは、よろしく願いいたします。

こどものくに NPO法人こどものくにです。私たちが今回応募した事業、「異文化子育て相談室」についてご紹介させていただきたいと思います。座らせていただきます。

私たちNPO法人こどものくにの事業活動の基本は、広く乳幼児を持つ家庭に対して一人一人を大切にはぐくむ幼児教育・保育・特別支援プログラム・子育て支援の場を提供する事業を行い、だれもが安心して子育てができる地域社会づくりに寄与することです。

この基本を踏まえて今回目指す活動は、日本という異文化環境で子育てをしている外国人のお母さん、保護者の皆さんが子育てについて気軽に母語で相談できる場所を提供し、

支援することです。

対応言語は、英語、中国語、韓国語を想定しています。やり方はチラシ、ホームページ、ポスターなどで相談室のPRを行い、電話・メールで相談予約を受け付けます。必要に応じて通訳者を陪席させ専門の相談員が対応します。

専門相談員は、臨床心理士、園長など当法人の専門家のほか近隣の目白大学の教員の協力を得ることになっています。ケースによっては子供の心理検査を実施したり、保護者のカウンセリングが必要と考えられる場合などは、目白大学の心理センターと連携し、ご紹介できると思っています。

この活動の背景についてご説明いたします。私たちNPOの母体は、ニューヨークにあるこどものくに幼稚園です。ここではアメリカという異文化環境で子育てをする多くの日本人の保護者の皆さんを支援してきたという実績があります。

卒園されてもなおずっと園の活動を支援してくださっている父母会の協力を得て行ったアンケートで、外国でご家族が困ったこと、悩んだことについてお尋ねしたところ、お示ししているようなことが上げられました。

園ではこうしたことに親身になって対応し、ご家族の支援を続け、多くの方々から評価されております。こうした困ったこと・悩んだことは、日本で暮らす外国の方々にも共通するものではないかと考えております。

一方、日本のこどものくにでも開園以来ずっと母親・父親講座を開催し、子育て支援を行ってきています。こどものくにが2016年に練馬区から新宿区へ移転したことで、園児のお母さん・お父さんに母国語の違う外国の方がまじるようになり、園でも英語での対応が必要なケースも出てくるようになりました。

新宿区は東京都内でも人口の約12%が外国人など非常に外国の方の多い地域です。しかし、就学前の外国人の幼児や父母への支援は少なく、対策の多くは就学後の児童・生徒への支援が中心となっています。

日本在住の園児を抱える両親とも外国人、父母のどちらかが外国人など、主に養育にかかわる方が外国につながる人、約2,000名を対象とした調査によれば、日本での子育ての気付きとしてごらんのような項目が上げられています。

また、入園前に欲しかった情報、実際入園に関する情報の入手先についてはごらんのような結果になっております。

こうした外国人保護者の方々が日本で信頼する情報源として上げられた回答から見受け

られることは、親近性や実用性、専門性志向、母語での情報ということではないかと考えられます。

また、園の先生は、国籍を越えて身近な情報源として信頼されているのではないかと考えられます。

また、アンケートの中で希望する支援の回答を見ると、日本という異文化環境で子育てをしている保護者たちが、文化の違いや言葉の壁があるために、育児の悩みや子供の発達に関する疑問や不安を気軽に母国語で相談できる専門的な支援を求める状況が浮かび上がってきているのではないかと考えられます。

このような背景から、私たちの相談室では外国人の保護者の方々のごらんのような相談内容に、専門相談員が具体的な対応を行っていくことができると考えています。例えば日本に来て間もない子供に多く見られる不適応症状への対応や、母国であれ、日本であれ、そもそも発達に問題を抱えた子供の専門的な心理検査なども実施可能です。

さらに、日本という異文化で子育てをする母親・父親へ、それぞれの母語で支援することもできます。必要に応じて通訳者を同席することもできます。保育外時間を利用し、相談者の個人情報の管理も園とは切り離れた形で管理していく予定であります。

以上のように、私たちの異文化子育て支援相談室は、三つの基盤を持っていると考えています。一つは、地域に在住する外国人家族のニーズが見込まれること。一つは、徒歩10分の距離にある目白大学との人的ネットワークにより専門相談員の支援、通訳者の協力が得られやすいこと。もう一つは、園の施設や人的リソースの利用が可能であることです。

とりわけ私たちの活動の強みは、理事の中に目白大学の教員や臨床発達心理士がいること。アメリカで同様の支援活動をしてきた経験を持つ園長を初め英語で対応できる保育士がいること。理事・会員・保育士・スタッフなど目白大学や大学院のOBが多数いることから、専門相談員や通学者に関しても、近接した目白大学の教員や学生・留学生の協力が得られるということです。

ただ、私たちの活動にはごらんのような課題もあります。特に活動の継続を図るため、運営費の原資を確保することが必要です。子育て支援啓発事業として継続している母親支援・父親支援講座に加えて、地域在住の母国語の異なる外国人家族が参加できるようなイベントの企画開催を並行して考えていきたいと思っています。

その手始めとして私たちは、2月に英語で本の読み聞かせの会を開催してみました。1家族500円の参加費で20組の家族が参加してくださいました。口コミで参加された外

国人家族の方もまじるようになりました。こうしたことを試みながら相談室のPRに努め、定期的な開催が継続していけるように努力していきたいと考えております。

私たちの活動をイメージ化してみました。私たちはこどものくにの特色である異文化理解、異文化コミュニケーション教育のノウハウを生かし、新宿区の地域特性である外国人家族への子育て支援、情報発信に貢献していきたいと考えています。

今後の予定はお示しのとおりです。

以上で、私たちの「異文化子育て相談室」の活動についての説明を終わります。ありがとうございました。

久塚座長 では、質問させていただきます。では、どうぞ。

伊藤委員 では、二、三質問させていただきます。伊藤でございます。

まず、この事業の対象者、先ほどありましたように就学前幼児の外国人家庭の母親と父親という形になっておりますが、対象の人数は大体どのぐらいなのでしょう。

こどものくに 具体的な数字までは把握してはおりませんが、地域の中でPRによって新宿区内で集められるだけのことはしたいなと思っているのですが。

伊藤委員 その人数がわからないと何名集めたら半分になったとか、1割になったということがわからないと思います。それがわかって初めて18名という数字が出てくると思うのです。その根拠もちょっと聞こうと思ったのですけれども、今の形からいくとちょっと無理だと思います。

もう一つは、今後の事業が、外国にルーツを持つ方々の日本での相談という形になっておりますが、そういう人と日本の同じ年代の子供たちを持つ保護者との交流とか、そういう会は企画されているのでしょうか。

こどものくに はい、読み聞かせの会のときもそうなのですが、お母さん同士が私たちの企画したイベントの中で交流されたり、園長とか保育士が入りますので、そこで気軽に気になっていることをご相談していただいたりということは、交流の場を設けて考えていきたいと思っています。

伊藤委員 それと今回の言語、ここに書いてありますように英語、中国語、韓国語の3言語に限定されておられますが、そのほかの方々、例えばベトナムだとかネパールだとかという方が、もしコミュニケーションがとれればそこに参加することが可能という前提なのではないでしょうか。

こどものくに そうです。英語をお話しになる方が多いので、英語でかなりの部分カバ

一できると考えております。

伊藤委員 ということは、この言語で分けていくよりも話せる、英語が大体の方が話せる。といたら大半の方が相談に来られるでしょうというような前提に立っているということに理解してよろしいですね。

こどものくに はい。

伊藤委員 それとあとは、多分こういう相談があると、かなりの方が私は来ると想像するのです。時間的なものがあると思うけれども、1回で2名とかそういうものではなくて、ふえていく可能性があるかと判断していますので、そのときに団体さんとしてはその回数をふやしていただくか、それから回数をふやすにはその関係する人たちをもっとふやさなければいけないとか、そういうことはお考えになっておられますか。

こどものくに トライ、今回の活動をトライと考えていますので、もし大規模な形でもっと人数のふえる相談とか窓口を切れるようであれば当然拡大して、法人の中の事業部門として確立していきたいとは考えています。

ただ、今R Pの方法とか想定される相談申し込みがどの程度なのか、私たちの力で想定できないものですから、一番かたいところで人数想定をして申請は上げさせております。

伊藤委員 もう一つこういう来た人たちといいますか、相談に来られる方が中心になって、地域で戻ったときに仲間といいますか、同じ言語、同じ国の人たちとの交流を多分持っていくと思うのです、子育てのために。そういうときに団体さんとしては、それに対して助言を与えるようなことまで考えておられますか。

こどものくに 人の手配ができれば可能な限り支援していきたいと思っておりますし、特に中国、韓国の方は自国の方々とのコミュニティというか、そういうものが非常に強いので、招かれればコーチを派遣して、その場でご相談するといったことも可能な範囲で考えております。

伊藤委員 わかりました。

久塚座長 では、ほかの委員の方、お願いします。

吉村委員 団体さんの問題意識の最初のきっかけというのが、やはり幼稚園をされていて、そこでの保護者のニーズというところはとらえていらっしゃると思うのですが、区全体の支援策であるとか、そういうニーズというのはあのアンケート以外でどんなところでキャッチしていらっしゃるのでしょうか。

こどものくに お母様たちからの口コミとか、個別に相談にみえる方がいらっしや



るので、あと目白大学で教員をしております理事が、新宿区の教育委員会の巡回指導員を行っております、そういう現場の声というか、現場の中に埋もれている方々がいらっしゃるということをし、特に発達障がいの方なのですけれども、そういったご家族がいらっしゃるというニーズを拾い上げてきているので、今回の助成金のヒントにはなっています。

吉村委員 もう1点ですけれども、今後の発展性みたいなのところなのですけれども、1回の相談料が3,000円ですか。そうすると2回、3回だと掛ける3とかになっていくと思うのですけれども、かなり外国の方でも層がいろいろいらっちゃって、この辺の負担というのができないところに本当に何か課題があるなというところも私は感じているのですけれども、そういうところへの今後の目配りとか牽制みたいなのところ、この事業を基盤として何か考えていらっしゃるでしょうか。

こどものくに 一番悩ましいところなので、できればさっき申し上げたように、それぞれのコミュニティに出向いてこちらから出張して支援していくとか、お金のかからない場の提供も合わせて考えていきたいと思うのですけれども、1回3,000円というのは、これはもう落としにくいギリギリの線かなというところで、お話し合いの結果そこまでできております。

もちろんボランティアで来ていただく目白の先生たちへお礼とかは、かなりボランティアにさせていただける可能性が高いので、そこら辺では人数がふえてきても抑えられるとは思っているのですけれども、1回当たりの相談料はここをラインにしようということで考えております。

吉村委員 いろんなアプローチの仕方があると思うのですけれども、広くポピュレーションアプローチから始まってコアのほうのニーズがある人には専門的な相談というふうなやっぱり流れがくると思うので、これだけのスタッフさんをそろえれば、やはりそれなりの経費がかかっていくというところがあると思うので、今後は地域団体との連携とか、やっぱりそういう支援がないと、なかなか今考えていらっしゃる課題みたいなのところの解決につながりにくいのかなというふうなところが考えられます。

こどものくに よくわかっております。それで、今行政との連携とか、あるいは発達障がいを支援していらっしゃる団体のところとか、いろんなところに声をかけさせていただいて、一緒に活動していただけるようなことを考えたいと思っています。

宇都木委員 すみません、事業計画、申請書をお持ちですか。それを見ただけです。

か、収支のところ。収入の部、この事業収入が、参加料が3,000円で2件掛ける9回です。それで5万4,000円です。つまり対象者は2件掛ける9回というのは人数に直すと何人ですか。

こどものくに 18人です。

宇都木委員 18人です。18人のために総事業費75万8,000円かけるのです。これはどういうふうに理解したらいいのですか。

こどものくに 広がっていけるように、今この当時トライアルの時期と考えて、ここから広がっていける基本の事業としたいと思います。

宇都木委員 物すごく説得力がないといけないのです。確かに18人のために75万8,000円の事業は、それだけの価値があるということが大勢の人たちに認めてもらえなければ困るのですけれども、あなたたちはそれで価値があると思っているわけでしょう。

一般的に見ると、ちょっとなかなか困難じゃないかと思うのですがいかがですか。

こどものくに そこが私たちも課題として考えていて、人数をふやしていくこと、時間、回数をふやしていくことというのは、始める前にもうかなりディスカッションしているのですけれども、今広告をした効果がどの程度というところが読み切れなかったものですか、一番小さな数字で申請したというのが現実です。

ただ、努力はして広げていくような形、回数やその他のものについては考えていきたいと思っております。

久塚座長 時間が来ましたので、どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは、続きまして5番目の団体となります。5番目の団体は前に出て準備をお願いいたします。

久塚座長 よろしいですか。

事務局 それでは、5番目の団体のご紹介をさせていただきます。団体名が国境なき子どもたち。事業名は「写真展『ストリートチルドレン～犯罪の犠牲者』」です。それでは、よろしくをお願いいたします。

国境なき子どもたち 皆さん、こんにちは。国境なき子どもたちの清水と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回申請をさせていただいたのは写真展です。中身はフィリピンの写真なのですが、仮のタイトルとして「ストリートチルドレン～犯罪の犠牲者～」と題しております。

字がかぶっているのでもっと見えにくいと思うのですが、このスクリーンにある写真、

どういうシチュエーションの写真かというのは想像つきますでしょうか。実はこれはフィリピン、マニラにある青少年鑑別所の写真なのです。昨年新しく大統領が変わってドゥテルテ大統領が就任しましたが、彼が就任して以降7,000人以上の麻薬に関係する人たちが殺害されています。これはドゥテルテ大統領の麻薬撲滅政策の一環で行われてはいるのですけれども、海外ではこれはドラッグウォー、麻薬戦争とも言われています。

こういった麻薬撲滅に関する報道というのは、皆さんも多分新聞とかテレビで何回かごらんになったことがあると思うのですけれども、それと同時に少年法が今変わろうとしています。現在のフィリピンの少年法は、刑事責任年齢が15歳以上というものになっています。

言いかえると15歳以下の子供たちは、犯罪を犯しても釈放される、そういった法律です。それが新しく法案が提出されて、15歳以上から9歳以上に引き下げられる、そういった動きが今あります。実はきのうフィリピンからメールがありまして、フィリピンは上院、下院といった形でアメリカのような議会で議論されているのですが、下院の中での司法委員会の9歳以下のその法案がというのがもう通ってしまっています。

この後下院で審議をされて、それは上院に持ち込まれて、大統領が認めればこの法案が完全に通ってしまう、そういった現状になっています。こうした少年法、子供たちの現状というのは、恐らくほとんどどこも報道されていないと思います。

実はきょうは持ってくるのを忘れてしまったのですが、やはりどこも報道されていないということで、私自身が写真と記事を書いて、『AERA』とか『サンデー毎日』とかといったところで投稿して採用されてはいるのですけれども、一般的などころではほとんど報道されていないのが現状です。

どうして9歳以下に引き下げられるのか。この背景は15歳以下の子供たちは釈放されるという、そういった理屈を利用して大人が子供を犯罪に利用している。なので、この法律そのものが犯罪を助長しているのではないか。そういった理由で年齢が引き下げられるといったことが今審議されています。

ただ、この写真の男の子なのですが、実はこの子は13歳なのです。現在の法律では15歳以下の子供たちがこういう施設にいるはずはないのですけれども、実際は15歳以下の子供たちもたくさん収容されています。しかも、その犯罪の内容というのも、私が聞いた中では例えば10歳の子供たちが、男の子が工事用の現場のドリルです。あの重いドリルを、あれを盗んで、ここに連れてこられて今3カ月いるのだというふうに答えてくれま

した。

どうしてそんな重い物を盗んだのというふうに聞いたら、やっぱり上の人に金目になる物を盗んでこい、そう言われたそうです。それで、彼はこのドリルだったらきっと売ったら高くなるだろう。そう思って盗んだわけなのですが、ただ重い物を持って逃げるとか、そういったことまでは深く考えずに盗んでしまって、それで捕まってしまいました。

この法律の刑事責任年齢なのですが、犯罪を犯す、犯罪を犯さない、善悪の区別がつく年齢というのがこの刑事責任年齢になるのですけれども、路上生活をしている子供たちは、多くはギャング集団に属していて自分の身を守りながら生活しているのです。

ただ、一方で上の者に命令されて犯罪に巻き込まれるケースも多くあります。善悪の区別がもしついても、ギャング集団で上の人に命令されたら、それをなかなか断ることというのはやはり子供にはできないことです。

1 ページ目で言うと半分時間を割いてしまいました。ちょっと次にいきます。この写真展なのですが、新宿御苑の駅から2分ほどにあるアイデム・フォトギャラリー「シリウス」というところで展示を9月に行います。写真家は吉田亮人さんという京都在住の方なのですけれども、実は五、六年前まで小学校の先生をやっていました。突然写真家になるという事で非常に熱意を持った方なのですけれども、各国に行って写真を今撮っている、本当に売れっ子の写真家になりつつある方です。

この目的なのですけれども、「共に成長するために」というのが国境なき子どもたちの理念なのですが、子供たちの支援をするだけではなくて、彼らからも我々はたくさん学ぶことがある。実際にたくさん学んではいるのですけれども、そういったことを我々だけではなくて日本の皆さん、一般の人たちにも多く学んでもらおう。そして、一緒に成長してもらおう、それが私どもの理念になっています。

ただ、学ぶには、子供たちの状況や現状とかそういったことを知らなければできないので、その知ることというのがまず第一歩と考えてこういった写真展を行っています。概要は今説明いたしましたが、写真展の中ではこの写真家、もしくは私どもスタッフが常駐しますので、私ども写真家や職員によるギャラリーツアーを行います。対象は会場に来た方、一般の方なのですけれども、こちら積極的に区内の中学校や高校生の一般の方々に声をかけて、できれば授業の中で組み込んでもらえれば良いと思うのですけれども、そういった子供たちに対しても積極的にこういった写真を見て現状を知ってもらおう、そういったことを考えています。

また、受付やギャラリートークを行います。そのときのお手伝いとしてボランティアも積極的に募る予定です。

70点ほどのポートレートを展示するのですが、壁一面に子供たちの顔が写し出されると、そういった展示になるのですけれども、イメージとしてはその現場に、フィリピンのその路上の現場に一般の方がいるような、そういった演出をする予定です。

一応広報としては外部の写真家さんを使いますので、その写真家さんが持っているそのツール、フェイスブックやそういったものを利用する。また、もちろん私どもの広報ツールを利用する。

また、ちょっとこの後ご相談になると思うのですが、新宿区の広報にもご協力いただいで広報していきたいと思っています。

実績なのですけれども、2004年から毎年この新宿のギャラリーで写真展を行っていて、ことしで13回目になります。日本のNGOで毎年こういった写真展をするというのは、恐らくほかにはないと思っています。それだけ私どもは人に伝える、人に知ってもらおうといったことを積極的にやっているということと、それを写真でわかりやすく伝えたい。この写真の力というもの信じています。

この写真は高島屋で展示しているものなのですけれども、一部の写真を展示するのにやはりお金はかかりますので、一度だけで終わりにするわけではなくて、ほかの地域でも展示をしたり、新宿高島屋という商業施設。写真目的で来ている方以外の方にも目が触れるようなことを行っています。

駆け足になりましたが以上です。

久塚座長 よろしいですか。では、質問させていただきます。

竹井委員 すみません、どうもありがとうございました。私も昔フィリピンにちょっと行ったことがあって、おお、今はこういうふうになっているのかというのはちょっと改めて物語っておりました。

早速ちょっと質問なのですけれども、まず事業効果のところから教えてください。ページ数で言いますと44ページです。そちらのほうで期待される成果のところにあります。下のほうの⑤のところ。新宿区の推進する多文化の共生の一役を担えるという話があるのですけれども、ちょっと抽象的な話だったので、まずこの点をちょっと教えていただきたいというのが1点。

あとちょっと3点あるのですけれども、今回国際理解を促進させることがこれでできて

いくというふうに私も感じているのですが、そのほか来場者に期待できる効果というがもしあるようであれば教えていただきたい。

それと、最後なのですけれども、フィリピンだけでなくほかの国にまた情報も広げていくことがあるのか。その3点をまず教えていただけますか。

国境なき子どもたち まず多文化共生のことなのですが、先ほど冒頭から申しましたようにまず知らないことを知る。我々日本で生活していても全く考えられないようなことが現状で起きているということを知るといことというのがまず一つと、特に子供たちの一般的なフィリピンのイメージというのは南国で、バナナでとかそういうイメージだと思うのですが、実はそれだけではなくて、いろんな現状があるといったことを知ってもらうというのが一つあります。

このプロジェクトとはまた別で、日本の子供を海外に連れていくプロジェクトもやっているのですが、ある男の子をフィリピンに連れていったときに、1週間ぐらいの滞在だったのですが、最終日に実は泣き出したのです。どうしたのというふうに聞いたら、帰ってからお母さんに謝りたいというふうに言いました。それはどうしてかという、今まで自分が家でわがままを言ったりとか、好き嫌いをしたりとかそういったことを言っていたことがすごく恥ずかしい。そういったことを言って泣き出したのですけれども、そういったようにこういった現状を知ることによっていかに自分が恵まれているとか、そういった自分の生活との比較ですか。そういったものがまずできるというふうには考えています。

次は質問。

竹井委員 ほかの国とかへ展開する気は。

国境なき子どもたち 毎年やっています、展開というのは写真展でしょうか。

竹井委員 そうです、フィリピン以外の国もいろいろやられていますか。

国境なき子どもたち やっています。このページにありますようにカンボジア、フィリピン、東チモール、パレスチナ、あとはシリア難民とか、私どもが活動している事業地。これはもう終わってしまった事業地も含めて9の国と地域。これは、パレスチナは国ではないので地域としています、の写真展を開催しています。これもいろいろやっていきたいと思っています。

竹井委員 わかりました。一方、先ほどちょうどフェイスブックとかその辺の話が出たのですけれども、今回ギャラリートークは100名参加される、集めると思うのですが、呼びかけが先ほど言ったフェイスブックとか、新宿区の広報を使った宣伝というようなお

話がちょっとあったので、そこをもう少しせつかくの機会なので伝えていただければと思うのですが。

国境なき子どもたち フェイスブックはこちらがやっていることを配信して、あとはニュースレターといった形で、会報紙を支援者の方にお送りはしているのですが、そういう中にお知らせしたりとか、チラシを同封したりとか、そういったふうに行っています。

新宿区の広報もこれからになると思うのですが、ちょっとあちらのほうにお願いして、特にギャラリートーク、イベントになりますので、イベントの告知をお願いしたいということと、あとは新聞です。新聞の告知欄、地域の告知欄というのも毎年載せていただくような形にしています。

竹井委員 わかりました。事業費についてももう少し教えてください。今回52万という寄附金等を合わせて計上がされていると思うのですが、どちらからの寄附金なのかなというところを、これを教えていただきたいと思います。たしか45ページのほうにも記載があったと思います。寄附金です、団体負担金のところですか。

それと、あと二、三個あるのですが、計上の中で先ほどもこのギャラリーという「シリウス」ですか。こちらのほうなのですが、会場費というのは特に発生していないように見えるのですが、どのように工夫されているのかというのをちょっと聞きたいというところがあります。

あと、今回100名です、一応参加するということは、多分過去のいろんな経緯から多分集められていると思うのですが、どういうふうにその100名を算出したのかというところをまずはちょっと教えていただけないでしょうか。

国境なき子どもたち まずその団体負担金なのですが、この寄附金というのは私どものその運営費。運営費ではないです。団体のその収入として、一般の個人の方からいただく寄附金と、あとは企業からいただく寄附金、あとは民間機関からいただく助成金、あとは外務省のような公的機関からいただく助成金、そういったものに大きく分けられるのです。

そういったものを、公的機関の助成金とか民間機関の助成金は使途がもう決まっているので、この写真展のためのというような経費はつけられないので、一般の個人寄附のものと、あとは企業からでそれほど使途がついていないものに関して、こちらで予算を組んでやっています。

久塚座長 では、二つ目。

国境なき子どもたち そうですね、会場費。会場費は私どもに限らず、あそこで展示をする方々はすべて無料になってはいるのですけれども、私どもは特別にそのDMのある費用ですか。その製作費もそのシリウスのギャラリーのほうでご負担いただいた形でご利用いただいています。

竹井委員 わかりました。あと最後に100名です、100名の根拠のところですか。

国境なき子どもたち これは会場のスペースの問題でいすを、パイプいすを用意しております、これはリース代の中にいすのレンタル費が入っているのですが、もうそれを並べて大体100名ぐらい。100ぐらいで、プラス立ち見があいているスペースに入れるという結局上限です。

竹井委員 わかりました。あとちょっとこちらの何か冊子にはなかったのですが、以前ちょっと活動予算書というのを2017年度提出していただきまして、そちらのほうは今お持ちでしょうか。

そちらの中にはちょっとないのですけれども、今ちょっと話があったのですけれども、公的機関からたしか1億円ぐらいの2017年資金が入っています。差し支えなければこの公的機関への話を教えていただけないでしょうか。

国境なき子どもたち 公的機関、これは外務省です。

竹井委員 そうですか、わかりました。私のほうからは以上です。

久塚座長 ほかの方、ほかの委員の方。

吉村委員 継続的にやられているというところで、あとかなり資金面では潤沢にさまざまなところから寄附等が入っていると思うのですが、今回あえて新宿のこの助成金でやるというところの意味というのを教えていただけないですか。

国境なき子どもたち 潤沢にとおっしゃいましたが、実は潤沢というほどでは実はなくて、公的機関の助成金の割合が、公的も含めて民間機関の助成金も含めて私自身は多いというふうに自覚はしているのです。

この助成金の割合が多いと、基本的には申請というのは機関ごとにやっていますので、その助成が通らない場合、もしくは助成側の問題で予算がカットされてしまった場合というのはいただける金額がとても大きいものなので、プロジェクトも大きくなるのですが、その分なくなったときの痛手というのはとても大きいのです。

教育的支援ですので、予算がないからこれまでの教えてきた子供たちの教育が全くなく



なってしまうということもできないので、それを別のところからまた賄わなければいけない。そういった現状になってくるのですけれども、その別のもので賄うというのは、一般個人の皆さん方のご寄附なのです。その割合が私どもそれほど大きいと思っておりませんので、こういった写真展をするにしても、こういった助成金ではなく一般の方々の寄附金を使っているというのが一つ現状としてあります。

また、どうしてその新宿区にということはあると思うのですが、私どもことし20周年を迎えるのですが、ずっと新宿区で事務所を構えているのです。活動地は主に海外になりますが、やはりその地域の方の理解とかご協力がないと、これまでこの20年間やってこれなかったのではないかというふうに私どもは思っています。

一つ例を挙げますと、東日本大震災のときに岩手県で活動はしたのですけれども、まず支援物資を持っていこうと思ったのですが、スーパーとかはどこに行ってもやはり品薄で買い物すらできなかったのです。そうするとやっぱりおむつとかそういったものを買うにしても持っていくことができない。そうやって地域の方にお声がけをして、皆さんもとても困っていたとは思うのですけれども、おむつとか粉ミルクとかいろんなものを提供していただいて、それを持っていったと。そういったことがあるので、そういった地域の方々のご協力とか物というのは大切に思っています。

久塚座長 時間が来たので、質問者のところとはちょっとあれだったかもしれませんがけれども、もうちょっとお話ししたかったでしょうけれども、時間なので終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

事務局 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の5団体すべてのプレゼンテーションが終了いたしました。長時間にわたりましてありがとうございます。

久塚座長 お疲れさまでした。

(再開)

久塚座長 では再開します。資料がありますので、説明をお願いします。

事務局 お配りさせていただきました資料をもとにご説明させていただきます。

採点の結果につきましては、申請番号6番の団体が253点、こちら350点満点中の得点となっております。次に申請番号7番の団体が247点、申請番号3番の団体が23

2点、申請番号2番の団体が228点、最後に申請番号4番の団体が210点となっています。合わせて得点率のほうが右のほうに記載してありまして、それぞれ72.3%、70.6%、66.3%、65.1%、最後の団体が60%となっております。

二次審査のほうにつきましては、6割以上というふうな基準となっておりますのでこのような点数となっております。

久塚座長 はい、今、事務局から報告をいただいたとおりです。ということで、5つの団体に来ていただいたのですけれども、すべての団体が通過という結論でよろしいですね。

各委員 はい。

久塚座長 ということで私もハラハラしていましたが、全部通ればいいが、確かに資料のつくり方はうまいけれどもプレゼンテーションは下手だとか、質問の趣旨がわかっていないとか。でも、一生懸命度はことし、私本当に感じたのは五つの団体とも規模が大きい、小さい、いろいろありましたけれども、一生懸命やりたいなというのはもう全体そうでした。

ただ、やっぱり新宿としてどうこうというようなことで考えると、質問はどうしてもそこに通じるのですけれども、手づくり感があるようなところが一生懸命やっていることはとても好感が持てました。

みんなそう感じなかった、手づくり感があったというか。心温まるような感じでした。

関口委員 レベルは高いと思います、やっぱり例年上がってきているという。

久塚座長 そう、以前と比べると随分。

事務局 ありがとうございます。

久塚座長 よかった、よかった。

では、きょうの会議はこれで終わりたいと思います。お疲れさまでした。

事務局 ありがとうございます。

— 了 —